

# 射水市教育委員会 3 月定例会次第

日 時 平成 2 8 年 3 月 2 9 日(火)

午前 1 0 時

場 所 下庁舎 201 会議室

## 1 会議録の承認

## 2 教育長の報告

- (1) 平成 2 8 年 3 月議会開催状況について 資料 1

## 3 議案

- (1) 射水市教育委員会事務局組織規則の一部改正について 資料 2  
(2) 射水市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について 資料 3  
(3) 射水市教育委員会表彰規則の一部改正について 資料 4  
(4) 射水市教育委員会処務規程の一部改正について 資料 5  
(5) 射水市教育委員会事務専決規程の一部改正について 資料 6  
(6) 射水市教育委員会公印規程の一部改正について 資料 7  
(7) 学校給食調理等の業務委託に関する業者選考委員会設置要綱の一部改正について 資料 8  
(8) 射水市生涯学習センター条例施行規則の制定について 資料 9  
(9) 射水市視聴覚ライブラリー条例施行規則の廃止について 資料 10  
関連  
(10) 射水市教育委員会に対する事務の委任及び補助執行に関する規程の一部改正について 資料 11

## 4 協議事項

- (1) 平成 2 8 年度 学校訪問計画について(学校教育課) 資料 12

## 5 各課等の報告事項

- (1) 平成 2 7 年度末教員人事異動の状況と当面の問題について 資料 13  
(2) 平成 2 8 年度小・中学校児童生徒見込数について(学校教育課) 資料 14  
(3) 教育委員会行事予定 資料 15

## 6 その他

※ 次回教育委員会の開催日時について

月 日 ( ) 時 分

## 平成28年3月議会開催状況について

1 教育委員会関係議案

- 議案第 1 号 平成28年度射水市一般会計予算  
議案第 8 号 平成27年度射水市一般会計補正予算（第5号）  
議案第18号 射水市生涯学習センター条例の制定について  
議案第34号 射水市体育施設条例の一部改正について  
議案第41号 射水市視聴覚ライブラリー条例の廃止について

2 代表質問、一般質問（教育委員会関係）

## (1) 代表質問 3月8日（火）

## ○ 竹内 美津子 議員

## 1 教育行政について

- (1) デジタル教科書の導入効果について
- (2) Q-U 調査について
- (3) 違法薬物の撲滅に向けた取組について

## (2) 一般質問 3月9日（水）

## ○ 島 正己 議員

## 1 ごみ減量化

- (1) 学校給食の食品残さの発生抑制、リサイクル、今後の取組について

## ○ 古城 克實 議員

## 1 奨学金制度の改定について

- (1) 現在の状況
- (2) 給付型及びUターン特約について

## ○ 吉野 省三 議員

## 1 小学校の英語教育について

- (1) 英語専科教員の配置について
- (2) 現任教員の研修について
- (3) 配置の有無に伴う学力差について

### 3 予算特別委員会 3月11日(金)、3月17日(木)

議案第 1号 平成28年度射水市一般会計予算

議案第 8号 平成27年度射水市一般会計補正予算(第5号)

3月11日(金)

○ 高橋 久和 委員

1 学校施設整備について

○ 小島 啓子 委員

1 小学校3年生への少人数学級の導入について

2 生涯学習センターについて

3月17日(木)

○ 中村 文隆 委員

1 組体操の実施について

○ 高橋 久和 委員

1 学校施設整備について

(1) 事業実施の可能性

(2) 不採択の場合の優先順位

○ 津本二三男 委員

1 就学援助費について

### 4 総務文教常任委員会 3月14日(月)

議案第18号 射水市生涯学習センター条例の制定について

議案第34号 射水市体育施設条例の一部改正について

議案第41号 射水市視聴覚ライブラリー条例の廃止について

議案第 1 号

射水市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

射水市教育委員会事務局組織規則の一部を次のように改正する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

射水市教育委員会

教育長 長 井 忍

射水市教育委員会規則第 1 号

射水市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

射水市教育委員会事務局組織規則（平成 21 年射水市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（職の設置）

第 3 条 事務局に局長を、課に課長を、係に係長を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務局に参事、次長、副参事、主幹、課長補佐、副主幹、主査、主任、指導主事、主事その他必要な職員を置くことができる。

第 4 条中第 1 2 項を第 1 3 項とし、第 3 項から第 1 1 項までを 1 項ずつ繰り下げ、同条第 2 項中「教育次長」を「次長」に、「教育長」を「事務局長」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条中第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

第 4 条 局長は、教育長を補佐するとともに、事務局の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 1 号

射水市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

(説 明)

教育委員会事務局の組織機構の見直しにより、所要の改正を行うもの。

### 1 改正内容

事務局長を配置し、その職務に係る内容を新たに規定するもの。

### 2 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

射水市教育委員会事務局組織規則(平成21年射水市教育委員会規則第4号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>○射水市教育委員会事務局組織規則</p> <p>第1条～2条 略 (職の設置)</p> <p>第3条 事務局に参事、教育次長及び副参事を置くことができる。</p> <p>2 課に課長、係に係長を置く。</p> <p>3 事務局に前2項に規定する職のほか、必要により主幹、課長補佐、副主幹、主査、主任、指導主事、主事、技師その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 参事は、上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理する。</p> <p>2 教育次長は、教育長を補佐するとともに事務局の事務を調整し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 副参事は、上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理する。</p> <p>4 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理するた め、所属職員を指揮監督する。</p> <p>5 主幹は、上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに事務に従事する。</p>	<p>○射水市教育委員会事務局組織規則</p> <p>第1条～2条 略 (職の設置)</p> <p>第3条 事務局に局長、課に課長、係に係長を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事務局に参事、次長、副参事、主幹、課長補佐、副主幹、主査、主任、指導主事、主事その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 局長は、教育長を補佐するとともに、事務局の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 参事は、上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理する。</p> <p>3 次長は、事務局長を補佐するとともに事務局の事務を調整し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4 副参事は、上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理する。</p> <p>5 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理するた め、所属職員を指揮監督する。</p> <p>6 主幹は、上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに事務に従事する。</p>

<p>6 課長補佐は、上司の命を受け、課長を補佐するとともに課の事務を調整し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>7 副主幹は、上司の命を受け、課の所掌事務に関し、特に指定された事項を処理するとともに事務に従事する。</p> <p>8 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、その事務を処理するた め、所属職員を指揮監督する。</p> <p>9 主査は、上司の命を受け、課の所掌事務に関し、特に指定された事項を処理するとともに事務に従事する。</p> <p>10 主任は、上司の命を受け、経験を必要とする事務に従事する。</p> <p>11 指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に従事する。</p> <p>12 主事、技師その他必要な職員は、上司の命を受け、事務等に従事する。</p> <p>第5～6条 略</p>	<p>7 課長補佐は、上司の命を受け、課長を補佐するとともに課の事務を調整し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>8 副主幹は、上司の命を受け、課の所掌事務に関し、特に指定された事項を処理するとともに事務に従事する。</p> <p>9 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、その事務を処理するた め、所属職員を指揮監督する。</p> <p>10 主査は、上司の命を受け、課の所掌事務に関し、特に指定された事項を処理するとともに事務に従事する。</p> <p>11 主任は、上司の命を受け、経験を必要とする事務に従事する。</p> <p>12 指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に従事する。</p> <p>13 主事、技師その他必要な職員は、上司の命を受け、事務等に従事する。</p> <p>第5～6条 略</p>
--	---

議案第 2 号

射水市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正に  
ついて

射水市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を次のように改正する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

射水市教育委員会

教育長 長 井 忍

射水市教育委員会規則第 2 号

射水市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する  
規則

射水市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 17 年射水市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「第 16 条」を「第 16 条第 1 項」に改め、同項第 4 号中「第 41 条」を「第 42 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 2 号

射水市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について

(説 明)

行政不服審査法の改正による、射水市情報公開条例及び射水市個人情報保護条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

### 1 改正内容

射水市情報公開条例及び射水市個人情報保護条例の一部改正に伴い引用条項を対応させるもの。

### 2 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

射水市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成17年射水市教育委員会規則第5号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>○射水市教育委員会教育長に対する事務委任規則</p> <p>第1条 略</p> <p>(教育長に対する委任事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第11号及び第13号の規定にかかわらず、次に掲げる事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) 射水市情報公開条例(平成17年射水市条例第20号)第11条第1項に規定する決定について提起された訴訟等処理すること。</p> <p>(2) 射水市情報公開条例第16条の規定により射水市情報公開・個人情報保護審査会に諮問をすること。</p> <p>(3) 射水市個人情報保護条例(平成17年射水市条例第21号)第19条に規定する決定について提起された訴訟等処理すること。</p> <p>(4) 射水市個人情報保護条例第41条の規定により射水市情報公開・個人情報保護審査会に諮問をすること。</p> <p>第3条～5条 略</p>	<p>○射水市教育委員会教育長に対する事務委任規則</p> <p>第1条 略</p> <p>(教育長に対する委任事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第11号及び第13号の規定にかかわらず、次に掲げる事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) 射水市情報公開条例(平成17年射水市条例第20号)第11条第1項に規定する決定について提起された訴訟等処理すること。</p> <p>(2) 射水市情報公開条例第16条第1項の規定により射水市情報公開・個人情報保護審査会に諮問をすること。</p> <p>(3) 射水市個人情報保護条例(平成17年射水市条例第21号)第19条に規定する決定について提起された訴訟等処理すること。</p> <p>(4) 射水市個人情報保護条例第42条第1項の規定により射水市情報公開・個人情報保護審査会に諮問をすること。</p> <p>第3条～5条 略</p>

議案第 3 号

射水市教育委員会表彰規則の一部改正について

射水市教育委員会表彰規則の一部を次のように改正する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

射水市教育委員会

教育長 長 井 忍

射水市教育委員会規則第 3 号

射水市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

射水市教育委員会表彰規則（平成 18 年射水市教育委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「及び教育次長」を「並びに教育委員会事務局長及び事務局次長」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 3 号

射水市教育委員会表彰規則の一部改正について

(説 明)

教育委員会事務局の組織の見直しにより、所要の改正を行うもの。

### 1 改正内容

表彰に係る審査委員会委員に教育委員会事務局長を新たに加えるもの。

### 2 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

射水市教育委員会表彰規則(平成18年射水市教育委員会規則第16号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>○射水市教育委員会表彰規則 第1条～6条 略 (審査委員会)</p> <p>第7条 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。</p> <p>2 委員長には、教育長をもって充てる。</p> <p>3 副委員長には、教育長職務代理者をもって充てる。</p> <p>4 委員には、教育委員及び<u>教育次長</u>をもって充てる。</p> <p>第8条～10条 略</p>	<p>○射水市教育委員会表彰規則 第1条～6条 略 (審査委員会)</p> <p>第7条 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。</p> <p>2 委員長には、教育長をもって充てる。</p> <p>3 副委員長には、教育長職務代理者をもって充てる。</p> <p>4 委員には、教育委員並びに<u>教育委員会事務局長及び事務局次長</u>をもって充てる。</p> <p>第8条～10条 略</p>

議案第 4 号

射水市教育委員会処務規程の一部改正について

射水市教育委員会処務規程の一部を次のように改正する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

射水市教育委員会

教育長 長 井 忍

射水市教育委員会訓令第 1 号

射水市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

射水市教育委員会処務規程（平成 17 年射水市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「事務の内容に応じ、教育次長又は主務課長」を「局長」に改め、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 局長が不在のときは、事務の内容に応じ、次長又は主務課長がその事務を代行する。

第 8 条第 3 号中「教育次長名」を「事務局長名、次長名」に改める。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 4 号

射水市教育委員会処務規程の一部改正について

(説 明)

教育委員会事務局の組織の見直しにより、所要の改正を行うもの。

### 1 改正内容

事務処理において、事務局長の事務代行を新たに加えるもの。

### 2 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

射水市教育委員会処務規程(平成17年射水市教育委員会訓令第1号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>第1条～2条 略 (事務の代行)</p> <p>第3条 教育長が不在のときは、<u>事務の内容に応じ、教育次長又は主務課長</u>がその事務を代行する。</p> <p>2 課長、出先機関の長及び教育機関の長が不在のときは、当該課長、出先機関の長及び教育機関の長が、あらかじめ指定する職員がその事務を代行する。</p> <p>3 前2項の規定により代行することができる事務は、重要又は異例でない<u>と認められるものに限る。ただし、あらかじめその処理について指示を受けたもの又は特に急を要するものは、この限りでない。</u></p> <p>第4条～7条 略 (公文書の記名)</p> <p>第8条 公文書の記名は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 規則及び告示には教育長名を、公告及び指令には教育委員会名を用いる。</p> <p>(2) 訓令には、その内容に応じ、教育長名又は教育委員会名を用いる。</p> <p>(3) 一般文書には、その内容に応じ、教育委員会名、教育長名、<u>教直次長名、課長名、出先機関の長名及び教育機関の長名</u>を用いる。</p> <p>第9条～11条 略</p>	<p>第1条～2条 略 (事務の代行)</p> <p>第3条 教育長が不在のときは、<u>局長</u>がその事務を代行する。</p> <p>2 <u>事務局長が不在のときは、事務の内容に応じ、次長又は主務課長がその事務を代行する。</u></p> <p>3 課長、出先機関の長及び教育機関の長が不在のときは、当該課長、出先機関の長及び教育機関の長が、あらかじめ指定する職員がその事務を代行する。</p> <p>4 前3項の規定により代行することができる事務は、重要又は異例でない<u>と認められるものに限る。ただし、あらかじめその処理について指示を受けたもの又は特に急を要するものは、この限りでない。</u></p> <p>第4条～7条 略 (公文書の記名)</p> <p>第8条 公文書の記名は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 規則及び告示には教育長名を、公告及び指令には教育委員会名を用いる。</p> <p>(2) 訓令には、その内容に応じ、教育長名又は教育委員会名を用いる。</p> <p>(3) 一般文書には、その内容に応じ、教育委員会名、教育長名、<u>事務局長名、次長名、課長名、出先機関の長名及び教育機関の長名</u>を用いる。</p> <p>第9条～11条 略</p>

## 議案第 5 号

射水市教育委員会事務専決規程の一部改正について

射水市教育委員会事務専決規程の一部を次のように改正する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

射水市教育委員会

教育長 長 井 忍

## 射水市教育委員会訓令第 2 号

射水市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

射水市教育委員会事務専決規程（平成 17 年射水市教育委員会訓令第 2 号）  
の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

- (1) 事務局長 射水市教育委員会事務局組織規則(平成 17 年射水市教育委員会規則第 4 号)に規定する事務局長をいう。
- (2) 課長 射水市教育委員会事務局組織規則(平成 17 年射水市教育委員会規則第 4 号)に規定する課の長をいう。
- (3) 出先機関及び教育機関の長等は、別表 1 に定める職にあるものをいう。
- (4) 課長等 前 2 号を総称したものをいう。

第 4 条を次のように改める。

(共通専決事項)

第 4 条 専決権者の共通専決事項は、おおむね別表 2 のとおりとする。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(類推専決)

第7条 専決権者は、この規程に定めのない決裁すべき事案であっても、当該事案の内容により、決裁事案に準じ適宜類推して決裁するものとする。

別表を別表1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表2(第4条関係)

共通事項専決表

文書、庶務その他

決裁事項	専決権者	
	事務局長	課長等
公告、副申、進達、申請、報告、通知、照会、回答、依頼その他これらに類するもの	重要なもの	軽易なもの
諸報告、諸届及び誓約書の受理(特に重要なものを除く。)	重要なもの	軽易なもの
定例的な許可、認可、登録、証明その他行政処分に関すること。	重要なもの	軽易なもの
公簿の閲覧許可		○
行政文書の公開(諮問及び答申を得た後の決定に係るものを除く。)	○	
個人情報の保護(諮問及び答申を得た後の決定に係るものを除く。)	右欄以外	登録及び目的外利用に係るもの
聴聞(聴聞の実施の決定に係るものを除く。)	○	
行政資料の写しの交付		○
使用料及び手数料の減免に関すること。	○	
使用料及び手数料の督促に関すること。		○

教材、教具及び用具の貸出しに関すること。		○
諸事業の後援及び共催	右欄以外	定例的な後援
金額を伴わない契約、協定等の締結(特に重要なものを除く。)	○	
契約、協定等の期間の変更(金額に変更のないものに限る。)	右欄以外	支出負担行為伺の 決裁者が事務局長 以下のもの
損失補償完了の確認		○
自由裁量の余地のない軽易なものの処理		○

サービス

決裁事項	専決権者	
	事務局長	課長等
出張命令及び復命書	次長、副参事 及び課長に係 るもの	左欄以外の職員に係 るもの(出先機関及び 教育機関の職員(当該 出先機関及び教育機 関の長等を除く。))に ついては、当該出先機 関及び教育機関の長 等を専決権者とす る。)
時間外及び休日勤務の命令	同上	同上
年次休暇の請求の手続	同上	同上

週休日及び勤務時間の割り振り	同上	同上
週休日の振替及び一部の勤務時間の割り振り変更	同上	同上
代休時間の指定	同上	同上
病気休暇及び特別休暇の承認	同上	同上
職務専念義務免除の承認	同上	同上

財務関係

決裁事項	専決権者	
	事務局長	課長
収入及び支出に関する事項	射水市事務決裁規程(平成17年射水市訓令第3号)別表1共通事項専決表のうち財務に関する表に定める部長専決に係るもの	射水市事務決裁規程(平成17年射水市訓令第3号)別表1共通事項専決表のうち財務に関する表に定める課長専決のもの
教育財産の目的外使用の許可	重要なもの	軽易なもの
教育財産の用途の廃止、変更及び所管換え	○	

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

## 議案第 5 号

射水市教育委員会事務専決規程の一部改正について

(説 明)

教育委員会事務局の組織の見直しにより、所要の改正を行うもの。

### 1 改正内容

事務局長を専決権者として加え、共通専決事項を別表にて規定するもの。

### 2 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

射水市教育委員会事務専決規程(平成17年射水市教育委員会訓令第2号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>○射水市教育委員会事務専決規程</p> <p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課長 射水市教育委員会事務局組織規則(平成17年射水市教育委員会規則第4号)に規定する課の長(室の場合は、室長。以下同じ。)をいう。</p> <p>(2) 出先機関及び教育機関の長等は、別表のとおりとする。</p> <p>(3) 課長等 前2号を総称したものをいう。</p> <p>第3条 略 (課長等共通専決事項)</p> <p>第4条 課長等の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 射水市教育委員会に対する事務の委任及び補助執行に関する規程(平成17年射水市訓令第5号)第2条第1号に規定する事項のうち、課長専決(集合支出は除く。)の事項に関すること。</p> <p>(2) 所属職員の日帰庁の出張命令及びその復命に関すること。</p> <p>(3) 所属職員の時間外勤務及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(4) 所属職員の休暇の承認及び欠勤に関すること。</p> <p>(5) 定まった標準による保育料、使用料及び手数料の調定、減免、告</p>	<p>○射水市教育委員会事務専決規程</p> <p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事務局長 射水市教育委員会事務局組織規則(平成17年射水市教育委員会規則第4号)に規定する事務局長をいう。</p> <p>(2) 課長 射水市教育委員会事務局組織規則(平成17年射水市教育委員会規則第4号)に規定する課の長をいう。</p> <p>(3) 出先機関及び教育機関の長等は、別表1に定める職にある者をいう。</p> <p>(4) 課長等 前2号を総称したものをいう。</p> <p>第3条 略 (共通専決事項)</p> <p>第4条 専決権者の共通専決事項は、おおむね別表2のとおりとする。</p>

知及び督促に関すること。

- (6) 軽易な照会、回答、届出、報告、願書等の処理に関すること。
- (7) 定例的又は軽易な許可、認可、登録及び証明その他行政処分に関すること。
- (8) 公簿閲覧に関すること。
- (9) 期限のある事件の督促に関すること。
- (10) 教材、教具及び用具の貸出しに関すること。
- (11) 指示、伝達等のための当事者出庁に関すること。
- (12) 軽易な各種行事計画及び執行に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、軽易又は定例の事務処理に関すること。

第5条～6条 略

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

別表 (第2条関係)

(略)

第5条～6条 略

(類推専決)

第7条 専決権者は、この規程に定めのない決裁すべき事案であっても、当該事案の内容により、決裁事案に準じ適宜類推して決済するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

別表 1 (第2条関係)

(略)

別表 2 (第4条関係)

【別記参照】

別表 2 (第 4 条関係)

共通事項専決表

文書、庶務その他

決裁事項	専決権者	
	事務局長	課長
公告、副申、進達、申請、報告、通知、照会、回答、依頼等その他これらに類するもの	重要なもの	軽易なもの
諸報告、諸届及び誓約書の受理(特に重要なものを除く。)	重要なもの	軽易なもの
定例的な許可、認可、登録、証明その他行政処分に関する事。	重要なもの	軽易なもの
公簿の閲覧許可		○
行政文書の公開(諮問及び答申を得た後の決定に係るものを除く。)	○	
個人情報の保護(諮問及び答申を得た後の決定に係るものを除く。)	右欄以外	登録及び目的外利用に係るもの
聴聞(聴聞の実施の決定に係るものを除く。)	○	
行政資料の写しの交付		○
使用料及び手数料の減免に関する事。	○	
使用料及び手数料の督促に関する事。		○
教材、教具及び用具の貸出しに関する事。		○
諸事業の後援及び共催	右欄以外	定例的な後援
金額を伴わない契約、協定等の締結(特に重要なものを除く。)	○	
契約、協定等の期間の変更(金額に変更のないものに限る。)	右欄以外	支出負担行為等の決裁者が部長以下のもの
損失補償完了の確認		○
自由裁量の余地のない軽易なものの処理		○

服務

決裁事項	専決権者	
	事務局長	課長等
出張命令及び復命書	次長、副参事及び課長に係るもの	左欄以外の職員に係るもの (出先機関及び教育機関の職員(当該出先機関及び教育機関の長等を除く。)) については、当該出先機関及び教育機関の長等を専決権者とする。)
時間外及び休日勤務の命令	同上	同上
年次休暇の請求の手續	同上	同上
週休日及び勤務時間の割り振り	同上	同上
週休日の振替及び一部の勤務時間の割り振り変更	同上	同上
代休時間の指定	同上	同上
病気休暇及び特別休暇の承認	同上	同上
職務専念義務免除の承認	同上	同上

財務関係

決裁事項	専決権者	
	事務局長	課長等
収入及び支出に関する事項	射水市事務決裁規程(平成17年射水市訓令第3号)別表1 共通事項専決表のうち財務に関する表に定める部長専決に係るもの	射水市事務決裁規程(平成17年射水市訓令第3号)別表1 共通事項専決表のうち財務に関する表に定める課長専決に係るもの
教育財産の目的外使用の許可	重要なもの	軽易なもの
教育財産の用途の廃止、変更及び所管換え	○	

## 議案第6号

## 射水市教育委員会公印規程の一部改正について

射水市教育委員公印規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月29日提出

射水市教育委員会

教育長 長 井 忍

## 射水市教育委員会訓令第3号

## 射水市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

射水市教育委員会公印規程（平成17年射水市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表1 職印の部を次のように改める。

種類	名称	様式 記号	寸法方ミリ メートル	書体	使用区分	保管者	個数
職印	教育長印	カ	24	てん書	教育長名をもってする文書	学校教育課長	1
	事務局長印	キ	21	てん書	事務局長名をもってする文書	学校教育課長	1
	学校長印	ク	21	てん書	学校長名をもってする文書	学校長	各1
	学校長印		30	てん書	学校長名をもってする文書 (賞状用)	学校長	各1
	幼稚園長印	ケ	21	てん書	幼稚園長名をもってする文書	幼稚園長	各1
	幼稚園長印		30	てん書	幼稚園名をもってする文書 (賞状用)	幼稚園長	各1
	図書館長印	コ	21	てん書	図書館長名をもってする文書	図書館長	1
	教育長職務代理者印	サ	21	かい書	教育長に事故がある場合又は教育長が欠けた場合において職務を代理するときに用いる文書	学校教育課長	1
	課長印	シ	21	てん書	課長名をもってする文書	課長	各1
	教育センター	ス	21	てん書	教育センター所長名をもつ	教育センター	1

所長印				てする文書	所長	
学校給食センター所長印	セ	21	てん書	学校給食センター所長名をもってする文書	学校給食センター所長	1
少年育成センター所長印	ソ	21	てん書	少年育成センター所長名をもってする文書	少年育成センター所長	1
博物館長印	タ	21	てん書	博物館長名をもってする文書	博物館長	1
交流センター所長印	チ	21	てん書	交流センター所長名をもってする文書	所長	1
竹内源造記念館館長印	ツ	21	てん書	記念館館長名をもってする文書	館長	1
文化財審議会長印	テ	21	てん書	文化財審議会長名をもってする文書	生涯学習・スポーツ課長	1
生徒指導協議会印	ト	21	てん書	生徒指導協議会名をもってする文書	学校教育課長	1
教科書採択協議会印	ナ	21	てん書	教科書採択協議会名をもってする文書	学校教育課長	1
社会教育委員会会議印	ニ	21	てん書	社会教育委員会会議名をもってする文書	生涯学習・スポーツ課長	1
社会教育委員会会議議長印	ヌ	21	てん書	社会教育委員会会議議長名をもってする文書	生涯学習・スポーツ課長	1
通学区域審議会会長印	ネ	21	てん書	通学区域審議会会長名をもってする文書	学校教育課長	1
博物館長代理印	ノ	21	てん書	博物館長代理名をもってする文書	博物館長代理	1

別表 2 中様式ネを様式ノとし、様式キから様式ヌまでを 1 様式ずつ繰り下げ、様式カの次に次の 1 様式を加える。

様式キ

射水市教育 委員会事務 局長之印
------------------------

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

射水市教育委員会公印規程の一部改正について

(説 明)

教育委員会事務局の組織の見直しにより、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

射水市教育委員会公印に事務局長印を新たに加えるもの。

2 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

射水市教育委員会公印規程(平成17年射水市教育委員会訓令第3号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○射水市教育委員会公印規程 第1条~7条 略 別表1(第3条関係) 【別記1 参照】 別表2(第3条関係) 【別記2 参照】 別記様式(第4条関係) (略)</p>	<p>○射水市教育委員会公印規程 第1条~7条 略 別表1(第3条関係) 【別表1 参照】 別表2(第3条関係) 【別表2 参照】 別記様式(第4条関係) (略)</p>

別表1(第3条関係)

種類	名称	様式記号	寸法方ミリメートル	書体	使用区分	保管者	個数
庁印	教育委員会印	ア	30	てん書	教育委員会名をもってする表彰状及び感謝状	学校教育課長	2
	教育委員会印	イ	24	てん書	教育委員会名をもってする文書	学校教育課長	1
	社会教育委員会印	ウ	24	てん書	社会教育委員会名をもってする文書	生涯学習・スポーツ課長	1
	学校印	エ	45	てん書	学校名をもってする卒業証書用	学校長	各1
	幼稚園印		45	てん書	幼稚園名をもってする卒園証書用	幼稚園長	各1
	図書館印	オ	27	てん書	図書館名をもってする文書	図書館長	各1
職印	教育長印	カ	24	てん書	教育長名をもってする文書	学校教育課長	1
	事務局長印	キ	21	てん書	事務局長名をもってする文書	学校教育課長	1
	学校長印	ク	21	てん書	学校長名をもってする文書	学校長	各1
	学校長印		30	てん書	学校長名をもってする文書(賞状用)	学校長	各1
	幼稚園長印	ケ	21	てん書	幼稚園長名をもってする文書	幼稚園長	各1
	幼稚園長印		30	てん書	幼稚園長名をもってする文書(賞状用)	幼稚園長	各1
	図書館長印	コ	21	てん書	図書館長名をもってする文書	図書館長	1
	教育長職務代理者印	サ	21	かい書	教育長が事故又は欠けた場合において職務を代理するときに用いる文書	学校教育課長	1

課長印	シ	21	てん書	課長名をもってする文書	課長	各1
教育センター所長印	ス	21	てん書	教育センター所長名をもってする文書	教育センター所長	1
学校給食センター所長印	セ	21	てん書	学校給食センター所長名をもってする文書	学校給食センター所長	1
少年育成センター所長印	ソ	21	てん書	少年育成センター所長名をもってする文書	少年育成センター所長	1
博物館長印	タ	21	てん書	博物館長名をもってする文書	博物館長	1
交流センター所長印	チ	21	てん書	交流センター所長名をもってする文書	所長	1
竹内源造記念館長印	ツ	21	てん書	記念館長名をもってする文書	館長	1
文化財審議会会長印	テ	21	てん書	文化財審議会会長名をもってする文書	生涯学習・スポーツ課長	1
生徒指導協議会印	ト	21	てん書	生徒指導協議会名をもってする文書	学校教育課長	1
教科書採択協議会印	ナ	21	てん書	教科書採択協議会名をもってする文書	学校教育課長	1
社会教育委員会印	ニ	21	てん書	社会教育委員会議長名をもってする文書	生涯学習・スポーツ課長	1
社会教育委員会協議長印	フ	21	てん書	社会教育委員会協議長名をもってする文書	生涯学習・スポーツ課長	1
通学区域審議会会長印	ホ	21	てん書	通学区域審議会会長名をもってする文書	学校教育課長	1
博物館長代理印	ノ	21	てん書	博物館長代理名をもってする文書	博物館長代理	1

別表2(第3条関係)

現行	改正後 (案)
<p>様式了～カ 公印略</p> <p>様式キ</p>	<p>様式了～カ 公印略</p> <p>様式キ</p>
<p>様式キ～ノ 公印略</p>	<div data-bbox="497 887 660 1072" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 射水市教育 委員会事務 局長之印 </div> <p>様式ク～ネ 公印略</p>

学校給食調理等の業務委託に関する業者選考委員会設置要綱の  
一部改正について

学校給食調理等の業務委託に関する業者選考委員会設置要綱の一部を次の  
ように改正する。

平成28年3月29日提出

射水市教育委員会

教育長 長 井 忍

射水市教育委員会訓令第4号

学校給食調理等の業務委託に関する業者選考委員会設置要綱の  
一部を改正する訓令

学校給食調理等の業務委託に関する業者選考委員会設置要綱（平成17年射  
水市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（組織及び任務）

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は教育長をもって充て、副委員長は射水市学校給食運営委員会会長  
をもって充てる。
- 3 委員は、教育委員会事務局次長、学校教育課長及び学校給食センター所長  
並びに射水市PTA連絡協議会の代表者及び学校栄養教諭をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠  
けたときは、その職務を代理する。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

## 議案第 7 号

学校給食調理等の業務委託に関する業者選考委員会設置要綱の一部改正について

(説 明)

教育委員会事務局の組織機構の見直しにより、所要の改正を行うもの。

### 1 改正内容

第 2 条の内容について、字句等を修正するもの。

### 2 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

学校給食調理等の業務委託に関する業者選考委員会設置要綱(平成17年射水市教育委員会訓令第6号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○学校給食調理等の業務委託に関する業者選考委員会設置要綱</p> <p>第1条 略 (組織及び任務)</p> <p>第2条 委員会は、委員長1人、副委員長1人及び委員若干人をもって組織する。</p> <p>2 委員長は教育長の職にある者とし、副委員長は学校給食運営委員会長の職にある者とする。</p> <p>3 委員は教育委員会教育次長、学校教育課長、学校給食センター所長、射水市PTA連絡協議会の代表者及び学校栄養教諭とする。</p> <p>4 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。</p> <p>5 副委員長は、委員会の運営に関して委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>第3条～6条 略</p>	<p>○学校給食調理等の業務委託に関する業者選考委員会設置要綱</p> <p>第1条 略 (組織及び任務)</p> <p>第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。</p> <p>2 委員長は教育長をもって充て、副委員長は射水市学校給食運営委員会会長をもって充てる。</p> <p>3 委員は教育委員会事務局次長、学校教育課長及び学校給食センター所長並びに射水市PTA連絡協議会の代表者及び学校栄養教諭をもって充てる。</p> <p>4 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。</p> <p>5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>第3条～6条略</p>

議案第 8 号

射水市生涯学習センター条例施行規則の制定について  
射水市生涯学習センター条例施行規則を次のように定める。

平成 28 年 3 月 29 日 提 出

射水市教育委員会 教育長 長 井 忍

教育委員会規則第 4 号

射水市生涯学習センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、射水市生涯学習センター条例（平成 28 年射水市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 19 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の規定により、射水市生涯学習センター（以下「センター」という。）の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生涯学習センター使用許可申請書（様式第 1 号）を射水市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(使用の許可)

第 3 条 教育委員会は、前条の規定による使用許可の申請について、その使用を許可したときは、生涯学習センター使用許可書（様式第 2 号）を当該申請者に交付するものとし、その使用を許可しないときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(使用の変更又は取消し)

第 4 条 前条の規定によりセンターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用内容の変更又は使用の取消しをしようとするときは、使用日の 10 日前までに生涯学習センター使用変更（取消し）申請書（様式第 3 号）を教育委員会に提出し、その許可を得なければならない。

(使用料の還付)

第5条 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 条例第12条第1号に該当する場合 全額

(2) 条例第12条第2号に該当する場合 90パーセントに相当する額

2 使用料の還付を受けようとする使用者は、生涯学習センター使用料還付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(使用後の点検)

第6条 使用者は、その使用を終えたときは、直ちにその旨をセンターの職員に届け出て、点検を受けなければならない。

(損傷及び滅失の届出)

第7条 使用者は、センターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨をセンターの職員に届け出て、その指示に従わなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第8条 条例第15条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にセンターの管理を行わせる場合における第2条から第4条までの規定の適用については、第2条中「条例第7条第1項」とあるのは「条例第16条第2項の規定により読み替えて適用する条例第7条第1項」と、「射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」とあるのは「指定管理者」と、第3条及び第4条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第9条 前条の場合における第5条の規定の適用については、第5条(見出し含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「条例第12条ただし書」とあるのは「条例第18条第6項ただし書」と、「条例第12条第1号」とあるのは「条例第18条第6項ただし書の規定により準用する条例第12条第1号」と、「条例第12条第2号」とあるのは「条例第18条第6項ただし書の規定により準用する条例第12条第2号」と、

「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第10条 前2条の場合における様式第1号から様式第4号までの様式の適用については、これらの様式中「射水市教育委員会」とあり、及び「射水市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(射水市小杉勤労青少年ホーム条例施行規則の廃止)

2 射水市小杉勤労青少年ホーム条例施行規則（平成17年射水市教育委員会規則第27号）は、廃止する。

(射水市働く婦人の家条例施行規則の廃止)

3 射水市働く婦人の家条例施行規則（平成17年射水市教育委員会規則第29号）は、廃止する。

(経過措置)

4 この規則の施行の日の前日までに、射水市働く婦人の家条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

年 月 日

## 生涯学習センター使用許可申請書

射水市教育委員会あて

申請者 住 所  
 団 体 名  
 代表者名  
 電話番号

下記により、生涯学習センターを使用したいので申請します。

### 記

使用月日	使用部屋名	使用時間 (時間数 ㉑)	使用料 ㉒ (㉓×㉔時間)	営利目的 ㉕ (㉒×100%)	冷暖房料 ㉖ ((㉒+㉕)×20%)
	1時間当たり 使 用 料 ㉓				
月 日		: から : まで ( 時間)	円	円	円
月 日		: から : まで ( 時間)	円	円	円
月 日		: から : まで ( 時間)	円	円	円
月 日		: から : まで ( 時間)	円	円	円
使用目的			㉒計	㉕計	㉖計
使用予定人員			円	円	円
			合計金額 (㉒計+㉕計+㉖計)		
			円		

※ 1時間に満たない時間は切上げとなります。

年 月 日  
第 号

### 生涯学習センター使用許可書

申請者 住 所  
          団 体 名  
          代 表 者 名  
          電 話 番 号

射水市教育委員会 印

年 月 日に申請のあった生涯学習センターの使用については、下記のとおりを許可します。

なお、使用料は前納してください。

記

使用月日	使用部屋名	使用時間 (時間数 ⑥)	使用料 ㉟ (㉠×㉡時間)	営利目的 ㉣ (㉣×100%)	冷暖房料 ㉥ (㉣+㉣)×20%
	1時間あたり 使 用 料 ㉠				
月 日		: から : まで ( 時間)	円	円	円
月 日		: から : まで ( 時間)	円	円	円
月 日		: から : まで ( 時間)	円	円	円
月 日		: から : まで ( 時間)	円	円	円
使用目的			㉟計 円	㉣計 円	㉥計 円
使用予定人員			合計金額 (㉟計+㉣計+㉥計)  円		

年 月 日

## 生涯学習センター使用変更（取消し）申請書

射水市教育委員会あて

申請者 住 所  
 団 体 名  
 代表者名  
 （電話番号）

年 月 日に許可のあった生涯学習センターの使用について、下記の理由により使用の（変更 ・ 取消し）を申請します。

### 記

**【変更の場合】**

変更前の使用日等及び変更後の使用日等を記入してください。

使用月日	使用部屋名	使用時間 (時間数 ⑥)	使用料 ④ (⑤×⑥時間)	営利目的 ① (④×100%)	冷暖房料 ③ (④+①)×20%
	1時間あたり 使 用 料 ⑤				
(変更前)					
月 日		: から : まで ( 時間)	円	円	円
(変更後)					
月 日		: から : まで ( 時間)	円	円	円
変更する理由					

**【取消しの場合】**

取消しする使用日等を記入してください。

月 日		: から : まで ( 時間)	円	円	円
取消す理由					

年 月 日

## 生涯学習センター使用料還付申請書

射水市長あて

申請者 住 所  
 団 体 名  
 代表者名  
 （電話番号）

年 月 日に許可のあった生涯学習センターの使用について、下記の理由により使用料の（全部・一部）を還付されるよう申請します。

### 記

使用月日	使用部屋名	使用時間 (時間数 ②)	使用料 ③ (①×②時間)	営利目的 ④ (③×100%)	冷暖房料 ⑤ (③+④)×20%
	1時間あたり 使 用 料 ①				
月 日		: から : まで ( 時間)	円	円	円
月 日		: から : まで ( 時間)	円	円	円
月 日		: から : まで ( 時間)	円	円	円
月 日		: から : まで ( 時間)	円	円	円
使用しなかった理由			◎計	○計	㊦計
備考			円	円	円
			合計金額 (◎計+○計+㊦計)		

※添付書類 生涯学習センター使用許可書

## 議案第 8 号

### 射水市生涯学習センター条例施行規則の制定について

#### (説 明)

小杉勤労青少年ホームと働く婦人の家の機能を統合し、市民の生涯学習の振興に資することを目的として、生涯学習センターを設置するため、新たに施行規則を制定するもの。

#### 1 規定内容

第 1 条 趣旨

第 2 条 使用の許可申請

第 3 条 使用の許可

第 4 条 使用の変更又は取消し

第 5 条 使用料の還付

第 6 条 使用後の点検

第 7 条 損傷及び滅失の届出

第 8 条、第 9 条及び第 10 条 指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用

第 11 条 その他

#### 2 関連規則（廃止する規則）

(1) 射水市小杉勤労青少年ホーム条例施行規則

(2) 射水市働く婦人の家条例施行規則

#### 3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

議案第9号

射水市視聴覚ライブラリー条例施行規則の廃止について

射水市視聴覚ライブラリー条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成28年3月29日 提 出

射水市教育委員会 教育長 長 井 忍

射水市教育委員会規則第5号

射水市視聴覚ライブラリー条例施行規則を廃止する規則

射水市視聴覚ライブラリー条例施行規則(平成17年射水市教育委員会規則第16号)

は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第9号

射水市視聴覚ライブラリー条例施行規則の廃止について

(説明)

公共施設の見直しにおいて、平成28年3月31日をもって視聴覚ライブラリーを廃止するため、施行規則を廃止するもの。

施行期日

平成28年4月1日

射水市教育委員会に対する事務の委任及び補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成28年3月 日

射水市長 夏野元志

射水市訓令第 号

本 庁  
出先機関

射水市教育委員会に対する事務の委任及び補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

射水市教育委員会に対する事務の委任及び補助執行に関する規程（平成17年射水市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「委託し」を「委任し」に改める。

第2条第4号中「第2条第1項第5号」を「同条例第7条第1項第5号」に、「第3条から第19条まで」を「第8条から第24条まで」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 放課後児童健全育成事業に関すること。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

射水市教育委員会に対する事務の委任及び補助執行に関する規程(平成17年射水市訓令第5号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>○射水市教育委員会に対する事務の委任及び補助執行に関する規程</p> <p>平成17年11月1日 訓令第5号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に委託し、又は教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることに關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任する事務)</p> <p>第2条 市長が教育委員会に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 射水市事務決裁規程(平成17年射水市訓令第3号)別表1共通事項専決表のうち財務に關する表に定める部長専決以下(集合支出は除く。)の事項に關すること。</p> <p>(2) 学校教材備品の保管並びに不用の決定及び処分に関すること。</p> <p>(3) 購入価格1件10万円未満の教育施設管理備品の不用の決定及び処分に関すること。</p> <p>(4) 射水市都市公園条例(平成17年射水市条例第189号)別表3に規定する公園のうち、七美公園、庄川左岸緑地、庄川右岸緑地、奈呉の江東公園、奈呉の江西公園及び堀岡緑地に係る第2条第1項第5号に規定する競技会その他これらに類する催しに係る同条第2項から第5項まで及び第3条から第19条までに規定する事務に關すること。</p> <p>(補助執行させる事務)</p> <p>第3条 市長が教育委員会教育長に補助執行させる事務は、次のとおりとする</p>	<p>○射水市教育委員会に対する事務の委任及び補助執行に関する規程</p> <p>平成17年11月1日 訓令第5号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に委任し、又は教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることに關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任する事務)</p> <p>第2条 市長が教育委員会に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 射水市事務決裁規程(平成17年射水市訓令第3号)別表1共通事項専決表のうち財務に關する表に定める部長専決以下(集合支出は除く。)の事項に關すること。</p> <p>(2) 学校教材備品の保管並びに不用の決定及び処分に関すること。</p> <p>(3) 購入価格1件10万円未満の教育施設管理備品の不用の決定及び処分に関すること。</p> <p>(4) 射水市都市公園条例(平成17年射水市条例第189号)別表3に規定する公園のうち、七美公園、庄川左岸緑地、庄川右岸緑地、奈呉の江東公園、奈呉の江西公園及び堀岡緑地に係る同条例第7条第1項第5号に規定する競技会その他これらに類する催しに係る同条第2項から第5項まで及び第8条から第24条までに規定する事務に關すること。</p> <p>(5) <u>放課後児童健全育成事業に關すること。</u></p> <p>(補助執行させる事務)</p> <p>第3条 市長が教育委員会教育長に補助執行させる事務は、次のとおりとする</p>

## 平成28年度 学校訪問計画について（案）

平成28年3月

## 1 目的

教育委員が、学校における問題行動等の課題や学校運営等を把握し、適切な指導を行うため、計画的に学校訪問を行う。

## 2 計画

	小学校	中学校
平成28年度4月		
5月		○
6月	○	
7月		○
8月		
9月		
10月	○	
11月		○
12月		
平成29年 1月	○	
2月		
3月		

その他随時、課題のある学校に訪問するとともに、学力向上対策の視察及び教育委員会所管施設への訪問を行う。

射水市教育委員会

平成27年度末 人事異動の状況と当面の問題点

1 管内異動の方針

- (1) 学校の教育課題に積極的に取り組むため、管理職の登用に当たっては、管理指導能力と意欲のある者を積極的に登用する。
- (2) 教育水準の維持、向上を図る立場から、校種間、地教委間の交流を推進するとともに、同一校勤務10年以上を解消する。
- (3) 生徒指導体制の確立を図る立場から、組織を生かした生徒指導が継続的に推進されるよう、学校や地域の実情を踏まえた配置に努める。

2 平成27年度末人事異動の状況

(1) 異動件数と異動率（こまどり養護学校は、小学校に含む）

	職員数は、センター所属含む、機関・事務除く（ ）内は昨年度末												
	校長	教頭	教諭	養護教諭	学校栄養職員	計	異動率						
小学校	5 (6)	6 (8)	50 (46)	4 (4)	0 (3)	65 (67)	21.8 (22.4)						
中学校	4 (2)	4 (3)	24 (41)	4 (0)	0 (1)	36 (47)	20.2 (26.9)						
計	9 (8)	10 (11)	74 (87)	8 (4)	0 (4)	101 (114)	21.2 (24.1)						
小	15 (15)	16 (16)	248 (249)	15 (15)	4 (4)	298 (299)							
配置数(所属含む、臨除く)中	6 (6)	8 (8)	157 (154)	6 (6)	1 (1)	178 (175)							
計	21 (21)	24 (24)	405 (403)	21 (21)	5 (5)	476 (474)							

(2) 管理職の異動

ア 新校長・新教頭の登用

年齢	( )は女性で内数																			
	43以下	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	計	平均年齢	
小学校から											1							1	(0)	54.7
機関から											1			1				2	(0)	
中学校から																		0	(0)	58.0
機関から															1			1	(0)	
合計											2			1	1			4	(0)	55.5
小学校から									1 (1)			1 (1)						2	(2)	
機関から									1 (0)									1	(1)	49.0
中学校から										1								1	(0)	53.5
機関から										1								2	(0)	52.0
合計									2 (2)	2		1 (1)						6	(3)	50.8

イ 校長・教頭の年齢構成

年齢	( )は女性で内数																			
	43以下	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	計	平均年齢	
小学校											2		1 (1)	4	2 (1)	3 (3)	3 (2)	15	(7)	56.7
中学校														1	2 (1)	1	2	6	(1)	57.7
小学校							1		2 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (2)	1	2 (2)	3 (2)	1	16	(11)	54.9
中学校							1			2		2 (1)		1	1		1	8	(1)	54.1



(5) 退職者の状況（国立への異動を含まず）

	校長		教頭		教諭		養護教諭		学校栄養職員		事務職員		計	
	定年	早期	定年	早期	自己都合	計	定年	早期	自己都合	計	定年	早期	計	自己都合
小学校	2	0	2	0	4	9	0	0	0	0	0	0	0	4
中学校	3	0	3	0	3	4	1	0	0	0	1	0	0	1
計	5	0	5	0	7	13	1	0	0	0	1	0	0	22

(6) 新規採用教員の配置状況

	2人配置校		1人配置校		計		配置校計		教諭		養護教諭		新採教員	
	2人	1人	計	配置校	計	配置校	男	女	計	男	女	計	計	
小学校	2	2	4	10	3	3	6	0	1	1	24			
中学校	3	3	6		5	4	9	0	0	0				

(7) 代員の派遣状況（始業式・入学式現在）

	欠員		産休		育休		病休		休職		内留		初任研		その他		計	
	6	(1)	2	(0)	13	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	21	(3)
小学校	6	(1)	2	(0)	13	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	21	(3)
中学校	1	(0)	1	(0)	3	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	5	(0)
計	7	(1)	3	(0)	16	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	26	(3)

3 当面の諸問題

- (1) 主任層の見直し等をしながら、学校運営の活性化を図っていく手立ての工夫を要する。
- (2) 新規採用者を優先的に配置しなければならぬため、他市との人事交流が十分にできなかった。

## 平成28年度小・中学校児童生徒数(平成28年3月22日現在)

## 小学校

学校名	1年		2年		3年		4年		5年		6年		特支		計	
	学級	児童数	学級	児童数												
放生津小	1	29	1	31	1	27	1	28	1	35	1	31	1	2	7	183
新湊小	2	46	2	47	2	52	2	58	2	47	2	49	2	4	14	303
作道小	2	64	2	47	2	55	1	34	2	45	2	49	2	8	13	302
片口小	1	35	2	40	2	43	2	41	2	48	1	38	2	6	12	251
堀岡小	1	24	1	27	1	22	1	25	1	18	1	27	0	0	6	143
東明小	2	43	2	60	2	46	2	58	2	62	2	58	2	3	14	330
塚原小	1	29	1	32	1	16	1	32	1	23	1	18	1	3	7	153
小杉小	4	110	3	78	3	105	3	91	3	107	3	97	2	9	21	597
金山小	1	9	1	11	1	11	1	9	1	8	1	10	1	2	7	60
歌の森小	2	67	2	62	2	77	2	69	2	66	2	78	2	7	14	426
太閤山小	2	61	2	67	3	73	2	73	3	91	2	70	3	7	17	442
中太閤山小	2	61	2	56	2	46	2	53	2	64	2	58	2	4	14	342
大門小	4	137	4	133	4	145	4	152	4	127	4	151	4	16	28	861
下村小	1	11	1	16	1	18	1	16	1	10	1	17	0	0	6	88
大島小	4	108	4	114	4	138	3	113	3	113	3	119	2	10	23	715
合計	30	834	30	821	31	874	28	852	30	864	28	870	26	81	203	5,196

## 中学校

学校名	1年		2年		3年		特支		計	
	学級	生徒数								
新湊中	3	92	3	92	3	96	2	2	11	282
新湊南部中	3	73	2	75	2	76	0	0	7	224
射北中	4	126	3	112	4	130	3	7	14	375
小杉中	6	226	7	266	6	235	3	14	22	741
小杉南中	4	111	4	123	4	125	2	5	14	364
大門中	8	250	7	249	8	289	2	9	25	797
合計	28	878	26	917	27	951	12	37	93	2,783

平成 28 年 4 月 の 主 な 行 事 予 定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	金					
2	土					
3	日					
4	月					
5	火					
6	水		市内小・中学校	小中学校第1学期始業式	学校教育課	
			市内幼稚園	幼稚園第1学期始業式	学校教育課	
7	木		市内小学校	小学校入学式	学校教育課	○
			市内中学校	中学校入学式	学校教育課	○
8	金		市内幼稚園	幼稚園入園式	学校教育課	
			竹内源造記念館	夜間開放(20時まで)	生涯学習・スポーツ課	
9	土	16:00	竹内源造記念館	鏝絵座・夜間開放(20時まで)	生涯学習・スポーツ課	
10	日	13:00	竹内源造記念館	鏝絵座	生涯学習・スポーツ課	
		14:00	高周波文化ホール	射水市美術協会総会	生涯学習・スポーツ課	教育長
		9:30	陶房「匠の里」	企画教室 武者人形づくり	陶房「匠の里」	
11	月	9:30	陶房「匠の里」	企画教室 武者人形づくり	陶房「匠の里」	
12	火	10:00	中央公民館	射水市生涯学習推進協議会総会	生涯学習・スポーツ課	教育長
13	水					
14	木					
15	金	10:00	新湊博物館	小杉焼200年記念展 開会式	新湊博物館	○
		19:00	アルビス小杉総合体育センター	射水市スポーツ推進委員協議会総会	生涯学習・スポーツ課	教育長
16	土					
17	日					
18	月					
19	火					
20	水	15:30	県民会館	第1回市町村教育委員会教育長会議	学校教育課	教育長
21	木		岐阜県高山市	第26回東海北陸都市教育長協議会高山大会	学校教育課	教育長
22	金		岐阜県高山市	第26回東海北陸都市教育長協議会高山大会	学校教育課	教育長
23	土					
24	日	9:00	アルビス小杉総合体育センター	射水市スポーツフェスタ総合開会式	生涯学習・スポーツ課	教育長
		11:00	アルビス小杉総合体育センター	射水市スポーツ少年団 総会	生涯学習・スポーツ課	
		13:30	生涯学習センター	射水市婦人会総会	生涯学習・スポーツ課	教育長
25	月					
26	火					
27	水					
28	木					
29	金					
30	土					

展示等

自	至	場所	展示名	自	至	場所	展示名
2/19	4/10	新湊博物館	館蔵 石黒宗麿展				
4/15	6/26	新湊博物館	小杉焼200年記念展				
4/9	4/20	陶房「匠の里」	越中瀬戸四郎八窯 加藤聡明展				
4/24	5/5	陶房「匠の里」	東福寺窯 住吉紀与志展				

